

	A	B	C	D	評価	
1. 精神疾患や精神障害をもつ人を理解するための看護の諸理論を説明できる (D)。						
グループワークへの参加・成果物	グループワークではメンバーで十分にディスカッションを行いオレムアンダーウッド理論を用いてアセスメントでき、対象者の療養上の問題や強み、地域生活に必要な支援に関して個別性を捉えて記述することができた。(16-20点)	グループワークではメンバーで十分にディスカッションを行いオレムアンダーウッド理論を用いてアセスメントしたが、各項目について十分なアセスメントを記述できず、個別性を捉えたアセスメントとするにはもう一歩であった。(14-15点)	グループワークではメンバーで十分にディスカッションを行うことができなかったため、オレムアンダーウッド理論を用いたアセスメントを部分的に記述できなかつたなど、個別性を捉えたり看護診断を行う過程で理論をうまく活用できなかった。(12-13点)	グループワークではメンバーで十分にディスカッションを行うことができず、オレムアンダーウッド理論を用いたアセスメントの目的や活用方法についても十分に理解できないままである。(0-11点) 全ての日数のグループワークに参加した場合は5点以上をつけること。		
発表	オレムアンダーウッド理論やストレングスモデルを用いたアセスメントの内容についてグループメンバーの一員としてプレゼンテーションを行い、アセスメントの根拠が他者に十分伝わるように発表資料を作成し、口頭でも説明することができた。(16-20点)	オレムアンダーウッド理論やストレングスモデルを用いたアセスメントの内容についてグループメンバーの一員として取り組んだが、発表資料の作成、口頭発表の準備など部分的に関わり全体としては十分でない部分があったため、1人では適切に説明できない内容がある。(14-15点)	オレムアンダーウッド理論やストレングスモデルを用いたアセスメントの内容についてグループメンバーの一員として取り組んだが、積極的に意見をしたりよりよい発表にように関わることができず、他のメンバーがほとんどやってくれた。(12-13点)	オレムアンダーウッド理論やストレングスモデルを用いたアセスメントの内容についてグループメンバーの一員として取り組んだが、積極的に意見をしたりよりよい発表にように関わることができず、内容もあまり理解できないままである。(0-11点) プレゼンテーション時に率先して口頭発表を担当した場合は5点以上をつけること。		
2. 精神看護における関連技法について説明できる (D)。						
レポート	対象者と関わる際に有効な対人関係スキルや理論について理解し、そのスキルや理論について自分の言葉で説明することができ、レポートにも記述することができた。特に、傾聴、受容、共感やラポールの重要性について説明できる。(16-20点)	対象者と関わる際に有効な対人関係スキルや理論について理解し、そのなかでも、傾聴、受容、共感やラポールについてレポートに記述し、重要性について説明できる。(14-15点)	対象者と関わる際に有効な対人関係スキルや理論の名称を知ることができ、それぞれがどのように有効な技法であるかについては助言があればなんとか理解できる。傾聴、受容、共感、ラポールは言葉としては知っている。(12-13点)	対象者と関わる際に有効な対人関係スキルや理論についてどのようなものがあるか理解できなかった。傾聴、受容、共感、ラポールは言葉として聞いたことがあるがよくわからないままである。(0-11点) レポートを提出した場合は5点以上、未提出の場合は0点とする。		
3. 精神障害者の地域生活支援について現状のシステムとその課題について説明できる (D)						
グループワーク	地域包括ケアシステム、精神保健法、医療観察法、障害者総合支援法、医療保険、介護保険、生活保護、国民年金、障害者雇用促進法など、精神障害者の地域生活支援を支援するために利用できるサービスの根拠法や制度の概要について十分に調べ、グループワークにおいてもメンバーに説明しながら支援を組み立てることができた。(16-20点)	精神障害者の地域生活支援を支援するために利用できるサービスの根拠法や制度の概要について、少なくとも地域包括ケアシステム、精神保健法、医療観察法、障害者総合支援法、国民年金、生活保護については十分に調べ、グループワークにおいてもメンバーに説明することができた。(14-15点)	精神障害者の地域生活支援について、関連する法律や制度について調べたが、十分ではなかつたため、グループワークにおいてメンバーから教えてもらうことがほとんどだった。教えてもらったことについて自分であらためて調べ、現状のシステムの理解と課題の理解に努めた。(12-13点)	精神障害者の地域生活支援について、関連する法律や制度について調べたが十分ではなかつた。グループワークにおいてメンバーから教えてもらうことがほとんどだった。(0-11点) 全ての日数のグループワークに参加した場合は5点以上をつけること。		
レポート	精神障害者の地域生活支援について、地域包括ケアシステム、精神保健法、医療観察法、障害者総合支援法、医療保険、介護保険、生活保護、国民年金、障害者雇用促進法などの関連する法律や制度について十分に調べ、現行の法律や制度の成り立ちの背景まで理解し、どのような対象者がどのような社会資源を利用可能かについても情報を統合しながら現状のシステムとその課題について記述し考察できた。(16-20点)	精神障害者の地域生活支援について、少なくとも地域包括ケアシステム、精神保健法、医療観察法、障害者総合支援法、生活保護、国民年金については十分に調べ、現行の法律や制度の成り立ちの背景まで理解し、現状のシステムとその課題について記述し考察できた。(14-15点)	精神障害者の地域生活支援について、関連する法律や制度について十分に調べた。現行の法律や制度の成り立ちの背景までなどまでの理解は不十分な点もあるが、いくらかの現状のシステムについては記述することができた。(12-13点)	精神障害者の地域生活支援について、関連する法律や制度について調べたが十分に記述できなかった。現状のシステムにどのようなものがあるか理解できておらず、課題についても説明できない。(0-11点) レポートを提出した場合は5点以上をつけること、未提出の場合は0点とする。		

点数/100点

--	--